

新 旧 対 照 表

新

名 称		新ゆりグリーンタウン一団地の住宅施設				
位 置		神奈川県川崎市麻生区王禅寺西4丁目、王禅寺西5丁目、白山1丁目、白山2丁目、白山3丁目、白山4丁目及び白山5丁目地内				
面 積		約 40.5ha				
住 予 戸 定 の 戸 数	高 層	約 2,210戸				
	中 層	約 150戸				
	低 層	—				
	計	約 2,360戸				
配 置 の 方 針	公 共 道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	3・4・18号菅早野線	16m	約710m	
		上記の都市計画道路の他、地区内の道路は歩車分離と道路特性の明確化を考慮し、次の三つに区分する。 1 主要な区画街路 住区内から発生する交通量を地先の区画街路から集約して、速やかに地区外へ導くための街路で、都市計画道路3・4・18号菅早野線から地区内を一巡して都市計画道路3・4・9号尻手黒川線及び市道麻生9号線に接続する幅員9～12mの街路を設ける。 2 宅地の細街路 主要な区画街路を骨格とし、各々の住区住棟にサービスするためU型又はクルドサックとした幅員6mの細街路を設ける。 3 歩行者専用道路等 歩行者専用道路及び通路を区域内に適宜配置するものとする。				
	公園及び緑地	地区中央に約3.3haの近隣公園を計画する。また、適切な誘致距離をもって児童公園を2箇所（計約0.6ha）計画する。緑地については、地区内周辺に合計約9.1haの自然緑地を残す。 上記公園及び緑地は、歩行者専用道路で連絡され地区内及び周辺住民の利用に供するよう計画する。				
	その他の公共施設	上水道、受水槽（1箇所）、下水道（分流式）、汚水処理場（1箇所約0.4ha）、調整池（3箇所約1.6ha）、ガス施設、電気施設を適宜配置する。				
	公益的施設	1 学 校 学校、図書館その他これらに類するものをA街区、B街区及びE街区に適宜配置する。 2 福祉施設 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの及び老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものをA街区及びD1街区に適宜配置する。 3 中心施設 (1)店舗、飲食店その他これらに類するものをD0街区に適宜配置する。 (2)巡査派出所及び郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設をD0街区に適宜配置する。 4 そ の 他 診療所、薬局、住宅施設の集会場及び住宅施設の管理事務所を地区内に適宜配置する。				
	住 宅	冬至における日照時間を4時間以上確保するよう適宜配置する。住棟は、ほとんど高層で構成するが、地形との対応、景観的要素を検討の上、中層住宅を若干配置する。				

旧

名称		新ゆりグリーンタウン一団地の住宅施設					
位置		神奈川県川崎市麻生区王禅寺西4丁目、王禅寺西5丁目、白山1丁目、白山2丁目、白山3丁目、白山4丁目及び白山5丁目地内					
面積		約 40.5 ha					
住 予 定 の 戸 数	高層	約 2,210戸					
	中層	約 150戸					
	低層	—————					
	計	約 2,360戸					
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
			幹線街路	3・4・18号菅早野線	16m	約710m	
			<p>上記の都市計画道路の他、地区内の道路は歩車分離と道路特性の明確化を考慮し、次の三つに区分する。</p> <p>1 主要な区画街路 住区内から発生する交通量を地先の区画街路から集約して、速やかに地区外へ導くための街路で、都市計画道路3・4・18号菅早野線から地区内を一巡して都市計画道路3・4・9号尻手黒川線及び市道麻生9号線に接続する幅員9～12mの街路を設ける。</p> <p>2 宅地の細街路 主要な区画街路を骨格とし、各々の住区住棟にサービスするためU型又はクルドサックとした幅員6mの細街路を設ける。</p> <p>3 歩行者専用道路等 歩行者専用道路及び通路を区域内に適宜配置するものとする。</p>				
	設	公園及び緑地	<p>地区中央に約3.3haの近隣公園を計画する。また、適切な誘致距離をもって児童公園を2箇所（計約0.6ha）計画する。緑地については、地区内周辺に合計約9.1haの自然緑地を残す。</p> <p>上記公園及び緑地は、歩行者専用道路で連絡され地区内及び周辺住民の利用に供するよう計画する。</p>				
		その他の公共施設	<p>上水道、受水槽（1箇所）、下水道（分流式）、汚水処理場（1箇所約0.4ha）、調整池（3箇所約1.6ha）、ガス施設、電気施設を適宜配置する。</p>				
	針	公益的施設		<p>1 学 校 学校、図書館その他これらに類するものをA街区、B街区及びE街区に適宜配置する。</p> <p>2 福祉施設 保育所、こども文化センター及び老人いこいの家をD1街区に適宜配置する。</p> <p>3 中心施設 (1)店舗、飲食店その他これらに類するものをD0街区に適宜配置する。 (2)巡査派出所及び郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設をD0街区に適宜配置する。</p> <p>4 そ の 他 診療所、薬局、住宅施設の集会場及び住宅施設の管理事務所を地区内に適宜配置する。</p>			
		住 宅		<p>冬至における日照時間を4時間以上確保するよう適宜配置する。住棟は、ほとんど高層で構成するが、地形との対応、景観的要素を検討の上、中層住宅を若干配置する。</p>			